第３回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会　事項書

日時：平成 30 年９月 20 日（木）13：30～
場所：601 特別委員会室

1　今後の「検討すべき課題」、「調査すべき事項」について（委員間討議）

2　その他

【資料】

資料１　今後の「検討すべき課題」、「調査すべき事項」

今後の検討課題･調査事項

平成30年9月20日

委員名	検討すべき課題	調査すべき事項
野村委員	･問い合わせの煩雑が予測されることから、執行部への議会からの問い合わせ等に対する窓口の一元化への仕組み作り	
倉本委員	･予算審議の簡素化(大枠の総額だけでの審議はできないか？) →のちに落ち着いたあとでの議会への報告等は必要 ･議会としての調査ができる仕組みを検討すべきではないか(予算措置等) ･被害状況の把握･伝達を一元管理することが必要なのではないか	
岡野委員	･災害時の議会と議員の行動方針 ･災害時の県との関係 ･想定する災害 ･業務継続の体制及び活動の基準 ･情報の的確な収集 ･議会の防災計画と防災訓練 ･計画の運用（議会ＢＣＰの見直しなど）	･大津市など既に災害時の対応を定めている県、市のＢＣＰを調査し検討する
田中委員	大規模災害時行動マニュアルを作成し、県議会及び議員の対応を明確にする ･対象とする災害等 ･議会及び議員の役割 ･災害発生時の体制 ･災害発生時の具体的な対応 ･その他	･災害時等行動マニュアル作成先進地の事例調査 ･県災害対策本部の組織関係者との意見交換及び情報収集 ･防災担当課との意見交換及び情報収集

資料1

委員名	検討すべき課題	調査すべき事項
藤根委員	県議会としての災害対策本部設置の必要性の有無 ・災害等の状況把握、情報共有、復旧支援などについて、災害対策本部を県議会として設置することで、迅速・性格・効率的に執行部との協力関係が構築できるのなら、設置することに意味がある。 ・その際の本部体制のあり方、議会事務局の関わり方、執行部との関係などの整理がある。 県議会の「大規模地震対応マニュアル」の見直し ・検討会の進展（結論）に合わせて、必要な内容変更を行う必要が生じるのではないか。特に、「（1）初動期における議員の役割」「（3）情報共有、情報伝達など」。 ・議員個人ではなく、議会としての対応マニュアルとする必要性の有無	地方議会としての災害対策本部設置の現状、設置の可能性 東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振地方の地震等における都道府県議会の対応における問題点と解決に向けての方策の有無
津村委員	・大規模災害発生時における復旧復興予算の専決処分についての考え方 ・大規模災害発生後に県議会（議員）として取り組むべきことと、慎むべきことの申し合わせについて	・過去、大きな災害を受けた自治体（都道府県）、あるいは県議会等に当時の状況や問題や課題となった事についての聞き取り調査
中森委員	・被災地や被災者の情報収集と情報提供について、議会議員の行動指針（マニュアル）	・災害発生から復旧までの工程や事務的な流れ ・発生時の県管理施設などの使用禁止や通行止めなどの規制・解除の県民の情報提供 ・市町が行う避難勧告等に係る、県全体としての県民の行動実態

委員名	検討すべき課題	調査すべき事項
中村委員	≪発生時（5日以内　代表者会議が開かれるまでの間）≫ ・まずは、初動期における議員の最低とるべき行動や役割を全議員に徹底させる方法を検討。 ・情報の収集方法について、自分の選挙区、市町、県庁舎、国の機関等からの情報収集やそのためのアクセスのパターン化を検討。 ・県民から議員への問い合わせに対応できるしくみの検討。 ・阪神淡路の大震災・東日本大震災をはじめ災害時における交通網や電機、ガス、水道などライフラインが混乱している中での活動を精査し想定した行動であることを確認する。 ≪代表者会議後（5日後もしくは、災害が一定程度落ち着いたころ≫ ・全議員から、各地域における被害状況を収集し執行部の把握しているデータとの照合を行う。 ・被害の状況を把握する中で、執行部が緊急に予算措置の必要性を判断した場合、予算決算常任委員会理事協議の中で議論した経過を踏まえ、浮かび上がった課題を精査する必要がある。	・近年発生している、熊本、広島、岡山、北海道などの災害時、その後の県議会の動きを調査する中で、三重県議会の想定している行動が可能か比較調査を行う必要がある。 ・災害の状況に対し、各常任委員会として把握した課題を整理して執行部に送る等、常任委員会の役割を調査する必要がある。 ・福島では原発事故が復興の妨げになっている。三重県内には原発はないが、浜岡の原発は南海トラフとの連動で何らかの事故が起きることを想定すべきであり、対応マニュアル策定に向けた調査を行う必要がある。
廣副座長	・災害のレベル分け（震度の大きさや被害の甚大さによってレベルを1～5に分けて対策を講じる	・緊急時の法整備（例としては、水害の場合、このままでは明らかに水没してしまうような状況下においては、消防団員や自主防災隊の人たちは扉を破ってでも家の中に入り救助や避難状況を確認できる特権を与えるなど）

委員名	検討すべき課題	調査すべき事項
中嶋座長	・対象となる「大規模な災害等緊急事態」の定義と県議会の体制の在り方 ・発災から3～5日間の県議会としての情報収集、情報提供の在り方（県災害対策本部との連携を含めて） ・被災地域の要望や課題に関する個々の議員から寄せられる情報の県議会としてのとりまとめ方法と県執行部へ提供する方法 ・個々の議員が発災から1週間「何をするべきか、何をしないべきか」についてとりまとめた行動指針の策定 ・台風襲来に備えた県議会版タイムライン策定 ・被災者・被災地復旧のため迅速な対応を進めるため、発災から1か月以内に編成される補正予算（案）や条例（案）の審議方法について専決処分や議事の簡素化を含めた事前の取り決め ・政府の現地調査対応や国への要望活動に関する取り決め ・今回とりまとめる対応の考え方を各議員へ周知する方法と、検証し必要に応じて見直す仕組み	・平成30年西日本豪雨被災地となった岡山県、広島県、愛媛県における被災時から本日までの各県議会の状況。特に甚大な被害が生じた地区選出県議会議員からの聴き取り調査 ・平成30年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震への道議会の対応 ・大規模な災害等緊急事態発生時に議会が果たすべき役割について、都道府県議長会、総務省、防災に関する有識者それぞれの考え